

様式第 1 号

起案	令和	年	月	日	決 裁	事務局長	事務局次長	係
決裁	令和	年	月	日				

車いす仕様車利用申請書

令和 年 月 日

社会福祉法人名古屋市中村区社会福祉協議会会長 様

申請者氏名

住所

電話 () —

下記のとおり、車いす仕様車の利用を申請します。

車いす使用者	氏名		電話	
	住所	名古屋市中村区	利用回数	初回 ・ 2 回目以降
運転者	氏名		電話	
	住所		免許証 有効期限	年 月 日
利用日時	令和 年 月 日 午前・午後 時 分から 令和 年 月 日 午前・午後 時 分まで			
利用目的 () 内に主 な行先をご記 入ください	1.公共機関・病院・施設等への送迎 () 2.旅行 () 3.行事への参加 () 4.その他 ()			

様式第 2 号

車いす仕様車利用許可・却下書

令和 年 月 日

様

年 月 日に申請のありました車いす仕様車の利用について

許可 ・ 却下 します。

利用日時： 年 月 日 午前・午後 時 分 から
年 月 日 午前・午後 時 分 まで

社会福祉法人名古屋市中村区社会福祉協議会会長 印

却下理由	
------	--

(様式第 1 号第 2 号裏)

車いす仕様車貸出について

[内 容]

(貸出及び返却) 貸出及び返却は月曜日から金曜日の午前 9 時～午後 5 時までです。

(報 告) 利用後は必ず「車いす仕様車利用報告書」を提出してください。

(費 用) 利用料は無料です。ただし、燃料費は次のとおり負担していただきます。

0	～ 5 km まで	1 0 0 円
5 km 超	～ 10 km まで	2 0 0 円
以後 5 km ごとに		100 円加算

[注意事項]

1. 利用して返却するまでの運転は、利用許可書に記載されている方でお願いいたします。
2. 車いす仕様車を利用許可書に記載されている目的以外に使用しないでください。
3. 車いす仕様車は、区民のみなさんが利用します。ぜひ清掃等に心がけてください。
4. 車いすは必ず固定装置に固定して利用してください。
5. 車いす仕様車の駐車について、路上駐車等で駐車違反になった場合の責任については、すべて運転者及び利用者が負うことになります。
6. 利用期間中に事故等が起きた場合は、速やかに（福）名古屋市中村区社会福祉協議会（電話：4 8 6－2 1 3 1）へ報告してください。
7. 利用期間中に生じた交通事故は、すべて運転者及び利用者が負うことになります。
8. 車いす仕様車は自動車保険に加入しています。自動車損害保険で補償できない事故の損害賠償等は、すべて運転者及び利用者の負担となります。
9. 事故等やむを得ない事由が生じた場合は、車いす仕様車の貸出を中止することがあります。

[連絡先] 社会福祉法人名古屋市中村区社会福祉協議会
〒 453-0024 名古屋市中村区名楽町 4 丁目 7 番地の 1 8
電話 4 8 6－2 1 3 1 FAX 4 8 3－3 4 1 0